

4 月 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：平成31年4月16日 午前9時
場所：セントコア山口 サファイアの間

教 育 長	<p>それでは、ただいまより平成31年4月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>なお、石本委員は所用のため欠席されていますので報告いたします。最初に本日の署名委員の指名を行います。</p> <p>宮部委員と佐野委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日は、新年度最初の会議でありますので、事務局の新任幹部職員は、順に田中課長から自己紹介をお願いします。</p>
教育政策課長	教育政策課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。
教 職 員 課 長	教職員課長の徳田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
社会教育・文化財課長	社会教育・文化財課長の谷元でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
人権教育課長	人権教育課長の杉山と申します。よろしくお願いいたします。
学校安全・体育課長	学校安全・体育課長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。
教育政策課企画監	教育政策課企画監の大下でございます。よろしくお願いいたします。
教 育 長	<p>皆さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>議案第1号について、義務教育課から説明をお願いします。</p>
義務教育課長	<p>議案第1号の山口県教科用図書選定審議会に対する諮問についてであります。</p> <p>資料は2ページから5ページとなります。</p> <p>はじめに、資料の5ページに載せております「議案第1号参考資料」に基づき、採択に関する内容のご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、参考資料の「2」の「教科用図書の採択替え」をご覧ください。通常、教科書の採択替えは4年間隔で行われますが、来年度から小学校の新学習指導要領が完全実施となるため、昨年度に引き続き、今年度も採択を行うこととなります。</p> <p>つまり、小学校においては、新学習指導要領のもとで初めての各教科の教科書を採択する年であり、新たに教科となった外国語科の教科書も採択することとなります。</p> <p>また、これに加えて、中学校の各教科の教科書を採択する年です。中学校の採択については、現行の学習指導要領のもとでの採択であり、1年限りの使用となる見込みですが、この採択においても、例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行うこととなります。</p> <p>なお、中学校の「特別の教科 道徳」、いわゆる道徳科の教科書につきましては、今年度からの教科化に伴い、昨年度採択を行っており</p>

ますので、今年度は採択を行いません。
これらの内容については、5ページの中ほどの表にお示ししております。

また、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級で児童生徒の障害の状態などに配慮して、使用が認められている絵本などのいわゆる一般図書については、毎年採択替えを行うことになっております。

次に、「3」の「採択の仕組み」をご覧ください。

県教委は、「⑥」で示しておりますとおり、県立の高森みどり中学校、下関中等教育学校で使用される中学校の道徳科以外の教科書、県立の特別支援学校で使用される小学部の道徳科以外の各教科の教科書、中学部の道徳科以外の各教科の教科書及び一般図書の採択を行います。

市町立小中学校で使用する教科書及び一般図書については、それぞれの市町教育委員会が採択権者となりますが、採択の適正な実施を図るため、県教委は「③」としてお示ししておりますように、「指導・助言・援助」を市町教育委員会に行うこととなります。

このことは、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に規定をされてございます。

この「指導・助言・援助」のために、具体的には、「採択の基準」と「教科書を選定する際の資料」を示すこととなります。

その際、県教委では、参考資料下段の図の「②」に示しております、「教科用図書選定審議会」という諮問機関を設置して、教育関係者や学識経験者などから意見を聞くこととなっております。

本議案は、この「教科用図書選定審議会」に対し、採択の基準や選定資料について諮問するためのものであります。

なお、諮問事項は、資料の4ページにお示ししておりますとおり、「1 義務教育諸学校における2020年度（令和2年度）使用教科用図書の採択の基準について」「2 採択関係者に提示する2020年度（令和2年度）使用教科用図書の選定に必要な資料について」の二つであります。

それぞれの諮問についてご説明いたします。

まず、大きい「1」の「義務教育諸学校における2020年度（令和2年度）使用教科用図書の採択の基準について」でございます。

(1)では、義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部・中学部）における教科書採択について、一般的な基準を明らかにします。今年度は、小学校の各教科及び中学校の道徳以外の各教科について示すこととなります。

(2)では、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択について、一般的な基準を明らかにするとともに、配慮すべき児童生徒の障害の状態に応じた絵本等を採択することなど留意事項を示します。

(3)では、適性かつ公正な採択の確保に向けての全般的な留意事項について明らかにします。

次に、大きい「2」の「採択関係者に提示する2020年度（令和2年度）使用教科用図書の選定に必要な資料について」でございます。

(1)の小学校の各教科及び中学校の道徳科以外の各教科の選定資料に関しましては、①の「選定資料」を作成するに当たっての研究調査の観点について、及び②の、①の各観点における研究調査の結果について、諮問いたします。

(2)の一般図書の選定資料に関しましては、①から③までの3点について諮問いたします。

	以上、教科用図書選定審議会に対する諮問について、ご審議の程、 お願いします。
教 育 長	ただいま義務教育課から議案第1号について説明がありましたが、 意見、質問はありますか。
佐 野 委 員	教科書を選定する時の判断基準は難しく、全ての教科について目を 通すのは大変なことだと感じています。実際に判断する時に、専門的 な目で見えていただいて、特徴を分かりやすくまとめていただく。こう いったものが大切な資料となると思います。教科書は授業の基本で、 子供たちの将来の判断基準に影響を及ぼす大切なものだと思いますの で、よろしくお願いします。
教 育 長	議案第1号について、承認することとしてよろしいですか。
全 委 員	承 認
教 育 長	議案第1号を承認いたします。
教 育 長	次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明 をお願いします。
教育政策課長	次回の教育委員会会議は5月23日（木）午後2時からを予定して おります。よろしくお願いします。